

新型インフルエンザ等対策行動計画【案】

令和 8 年〇月

北海道 厚真町

目 次

I. 推進方針

1. 背景（現状と課題） -----	2
--------------------	---

II. 対策の方針

1. 基本的な考え方 -----	4
2. 基本的な戦略 -----	4
3. 対策実施上の考え方 -----	5
4. 対策項目 -----	5

III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組み

1. 実施体制 -----	6
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション-----	8
3. まん延防止 -----	9
4. ワクチン -----	10
5. 保健 -----	14
6. 物資 -----	14
7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保 -----	15
III. 危機管理物品の確保 -----	18

IV. 組織及び事務分掌

V. 参考資料 -----	22
---------------	----

I. 推進方針

1. 背景（現状と課題）

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性がまったく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10～40年の周期で出現しています。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界規模で大流行（パンデミック）し、大きな健康被害と社会的な影響をもたらしてきました。

1918年（大正7年）にスペインインフルエンザが大流行し、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、日本でも約39万人が死亡しています。

また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザが大流行し、社会・経済活動が混乱しました。

北海道においても国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を基本として、「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を同年12月に策定しています。

令和2年においては1月15日に全国初の感染者が発生して以来、全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）がまん延し、本町においても2月25日に厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して対応いたしました。

新型コロナへの対応で明らかになった課題などを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、国は令和6年7月に、北海道は令和7年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画の抜本的な改訂を行いました。

住民生活に深刻な影響をもたらす新型インフルエンザや新型コロナを含めた感染症の発生に備え、本町においても国及び北海道の行動計画との整合性を図りながら、感染拡大の防止及び社会活動への影響を最小限にとどめるための危機管理体制を構築し、迅速に対応するための行動指針として「厚真町新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂しました。

本計画においては、①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護、②住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化、の2点を主たる目的とし、対策実施上の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」に分けて計画します。

II. 対策の方針

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ発生の時期や地域、流行規模、病原性の強弱等は、出現したウイルスによって左右されるため、現時点ではそれを完全に予測することは困難ですが、万一発生した場合には発生初期段階での封じ込めによって感染の拡大を阻止し、町民の健康・生活等への被害、影響を最小限にとどめることができます。

新型インフルエンザ対策は国及び道が掲げている、「**1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護 2. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化**」を目的に、町民の理解と協力を得て全町的に取り組むものとします。

なお、新型インフルエンザの発生時期や形態は予測どおりに展開しないので、本行動計画は状況に応じて、適時適切に修正を行っていくこととします。

2. 基本的な戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチン製造等のための時間を確保します。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- ② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
 - 町民生活及び社会経済の安定を確保します。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
 - 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

3. 対策実施上の考え方

- ① 対策実施上の時期区分を国・道の計画に併せ、3個期に区分します。

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

② 各期における対応の基本

(1) 準備期

発生前の段階では、感染症対策物資等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。

(3) 対応期

発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持します。しかしながら、あらかじめ想定したとおりにいかないことも考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。

4. 対策項目

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき以下の7項目について、準備期、初動期、対応期に分けて考え方及び具体的な取組を記載します。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保険
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

III 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

1. 実施体制

① 準備期

(1) 計画の作成・体制整備・強化

○ 町は、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「北海道計画」という。)を踏まえ、厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「厚真町計画」という。)を作成し、必要に応じ更新します。作成にあたっては、感染症に関する専門的な知識を有する者に意見を聞きます。

○ 町は、新型インフルエンザ等発生時において強化・拡充すべき業務を実施するためには必要な人員を確保できるように業務継続計画を策定します。この際、職員の分散・リモートワークなどによる出勤制限、重点措置区域などへの出張制限、感染者や濃厚接触者・類似症状のある者の出勤の制限、必要により町施設の閉鎖・利用制限、イベントの中止・延期などによりまん延を防止できるよう計画します。まん延時にも必要な業務のうち、出勤制限により業務の継続が難しくなった部署には応援人員を配置して必要な業務を継続できるよう計画します。

○ 町は、新型インフルエンザ等対策に関わることができる知識を有した人材を育成します。

(2) 実践的な訓練の実施

○ 町は、北海道計画及び厚真町計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

(3) 国・道及び地方公共団体等との連携の強化

○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、平素から国・道、指定地方教協団体と連携して情報共有・連携体制の確認・訓練を実施します。

○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換をはじめとした連携体制を作ります。

② 初動期

(1) 危機管理組織

ア. 厚真町感染症等危機管理対策会議

第一段階から、新型インフルエンザ等の感染症対策の総合的な対応を図るために、町長を会長とする「厚真町感染症等危機管理対策会議」を設置し、対策にかかる基本方針の決定及び情報収集、関係機関との連絡調整を行います。

また、新型インフルエンザなどの発生等により、政府対策本部が設置され、ただちに動画同対策本部を設置した場合において、町全体での対策を円滑に行う必要が生じた場合、町長を本部長とする「厚真町感染症対策本部」の設置を検討し、実効性のある推進体制を構築します。

イ. 厚真町感染症等危機管理対策会議の構成員

厚真町感染症等危機管理対策会議は会長（町長）、副会長（副町長、教育長）及び委員（各課長）から構成します。

(2) 連絡体制

ア. 胆振総合振興局保健環境部、近隣市町との連携

胆振総合振興局保健環境部及び苦小牧地域保健所はもとより、近隣市町との連携及び情報交換を図ります。

イ. 関係機関との連携

胆振東部消防組合厚真支署、厚真町商工会、苦小牧警察署厚真駐在所、JAとまこまい広域厚真支所、厚真町社会福祉協議会、北海道厚真福祉会、厚真町民生委員協議会等との連携を図ります。

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備をします。

③ 対応期

(1) 厚真町感染症対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、ただちに厚真町感染症対策本部を設置します。町は厚真町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

(2) 厚真町感染症対策本部の構成員

厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、参与（地方創生担当参事）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第3章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成します。

(3) 職員の派遣・応援に係る要請

町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。また、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村または道に対して応援を求めます。

(4) 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

(5) 厚真町感染症対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を言う。）がなされたときは、遅滞なく厚真町感染症対策本部を廃止します。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 準備期

(1) 連携

新型インフルエンザ等対策は国及び道との連携が求められるほか、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、特に道（北海道苫小牧地域保健所）との連携が不可欠です。そのため、平素から情報の共有や対策に向けた具体的な協議・連携を行います。

(2) 住民への情報提供

平素から新型インフルエンザの感染防止・拡大防止等の予防について周知します。

(3) 連絡窓口設置の準備

国からの要請を受けて、連絡窓口を設置する準備を進めます。

② 初動期

(1) 相談・連絡体制の確保

新型インフルエンザ等に対する疑問、不安解消等に適切に対応するため、相談体制を整備します。

(2) 町民への情報提供

情報を広報紙やホームページ、防災無線等を利用し、町民や関係機関等に提供します。

(3) 連絡窓口の設置

国からの要請を受けて、連絡窓口を設置します。

③ 対応期

初動期に引き続き、相談・連絡体制の確保、町民への情報提供、連絡窓口の運用を継続します。

3. まん延防止

① 準備期

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 市町村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

(2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市町村は、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

② 初動期

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務を継続できるよう所要の準備を行います。

(2) 町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼します。また、新型インフルエンザの発生状況によっては、通所施設の休止等を実施しなければならないことも想定した施設運営の協力体制を事前準備します。

③ 対応期

(1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

ア. 外出等に係る要請

町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛、都道府県間の移動自粛の要請、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請、緊急事態措置として新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことの要請について町民や町立地事業者に周知します。

イ. 基本的な感染対策に係る要請

町は、道から示される、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込み

を避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みの勧奨について、町民や町立地事業者に周知します。

(2) 事業者や学校等に対する要請

ア. 営業時間の変更や休業要請等

町は、道から示される、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、町民や町立地事業者に周知します。

イ. まん延防止のための措置の要請

町は、道から示される、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請について、町民や町立地事業者に周知します。

ウ. その他の事業者に対する要請

（ア）町は、道から示される、事業者に対する職場における感染対策の徹底を要請、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することの協力要請、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力に係る要請について、町民や町立地事業者に周知します。

（イ）町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設の管理者等に周知します。

エ. 社会福祉施設への町の要請

町は、町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼します。

オ. 保育所、学校等の臨時休校

町は、保育所や学校等の集団生活では感染が広がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ守る必要があります。学校・保育施設等の臨時休業については厚生労働省が定める運用指針による要請に従った対応を実施するほか、町内に新型インフルエンザの患者が確認され感染が広がる可能性が否定できない場合は、本町独自での臨時休業または学級閉鎖等を検討します。

また、休園・休校中の子どもたちが感染しないよう、臨時休業中の家庭での過ごし方等、生活行動の指導を行うほか、子どもたちの健康状態や家庭の状況について把握できるような体制を作ります。

4. ワクチン

① 準備期

(1) 接種体制の構築

ア. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう平素から地域の医療関係者、道（保健所等）の関係者との協力体制を構築します。

イ. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

ウ. 住民接種

町は、平時から次の通り、迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- (ア) 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、厚真町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

② 初動期

(1) 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

(2) 接種体制

ア. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域の医療関係者等の協力を得て、その確保を図ります。

イ. 住民接種

- (ア) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

- (イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決

定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及び道の関係部局が連携し行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域の医療関係者の協力を得て、その確保を図ります。
- (オ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医療関係者、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。
- (カ) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。
- (キ) 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。
- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。
- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医療関係者と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍

の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

- (コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談します。
- (サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

③ 対応期

(1) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

ア. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ. 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

⑦ 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

① 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

⑦ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。

⑤ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接

種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の関係部局、地域の医療関係者等と連携し、接種体制を確保します。

(イ) 接種に関する情報提供・共有

⑦ 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

⑧ 接種会場や接種開始日等について、防災行政無線やホームページ、SNSを活用して周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施します。

(ウ) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて総合福祉センター・総合ケアセンターゆくり・厚南会館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医療関係者と連携し、接種体制を確保します。

(2) 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

5. 保健

① 準備期

(1) 苫小牧地域保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から苫小牧地域保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

② 初動期

(1) 有事体制への移行準備

町は、苫小牧地域保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

③ 対応期

- (1) 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- (2) 町は道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ等の物品の支給に必要な協力を行います。

6. 物資

① 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄

ア. 町は、市町村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフル

エンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねます。

イ. 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。

② 初動期

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

③ 対応期

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

① 準備期

(1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

(3) 物資及び資材の備蓄

町は、市町村行動計画に基づき、第 6 項① (1) ア号で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとします。

また、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

(4) 生活支援を要するものへの支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておきます。

② 初動期

新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に火葬機能を維持するための体制を確保します。また、死亡者が増加した場合を想定し、臨時遺体安置所の確保についても検討・準備します。

③ 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

イ. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食料及び生活必需品等の確保等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

ウ. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

エ. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

(イ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(ウ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

(エ) 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

オ. 治安等の維持

新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的な治安・消防機能を維持するため、関係機関との連携体制を構築します。

カ. 埋葬・火葬の特例等

(ア) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り

火葬炉を稼働させます。

(イ) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

(2) 社会経済活動の安定の確保を地盤とした対応

ア. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

イ. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

また、ごみ処理等、ライフラインの機能を安定・継続的に維持するための体制を構築します。

ウ. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。

III. 危機管理物品の確保

新型インフルエンザ患者に対する支援を行う職員は、防護服等を着用するなど感染の防止に努める必要がある。このため町は新型インフルエンザ対策に必要な資器材等を計画的に備蓄する。

○ 新型インフルエンザ対策用資器材等の備蓄

(令和7年12月1日現在)

資器材等の品名	数 量	備 考
防護服・保護具（感染症対策用キット）	529着	
マスク（感染症対策用D S 2）	359枚	
マスク（不織布製）	15, 139枚	
マスク（サージカル）	8, 900枚	
消毒薬（エタノール系1,000ml）	28本	
消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム6%）(1.8ℓ)	48本	
消毒薬（清掃兼スプレー500ml）	18本	
長靴	168足	
使い捨てガウン	300着	
使い捨てゴム手袋	14, 370組	
飲料水（2ℓペットボトル）	192本	
飲料水（500ml ペットボトル）	263本	

IV. 組織及び事務分掌等

厚真町感染症対策本部の組織図、編成表、所掌事務表は別表のとおりとする。

別表 厚真町新型インフルエンザ等感染症対策本部組織一覧

V. 参考資料

○ 咳エチケット

通常のインフルエンザは、感染した人の咳、クシャミ、唾などの飛まつとともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後のうがいや手洗い、マスクの着用に加えて人混み、繁華街への外出や流行地への旅行等を控えることが重要です。国においてはホームページで公表している「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、個人・家庭レベルでの対策として“咳エチケット”をあげています。

- 1) 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけてできる限り1～2メートル以上離れましょう。
 - 2) 呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。
 - 3) 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。
- 注) 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布製マスクの使用が推奨されます。
- 一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。